

地縁による団体の認可（法人格の取得）について

令和5年 諏訪市

（企画部 地域戦略・男女共同参画課）

◎目 次

1. 地縁による団体の認可（法人格の取得）の趣旨	p 1
2. 「地縁による団体」とは	p 1
3. 認可を受ける要件	p 1
4. 認可申請の手続き	p 2
5. 認可告示後の手続き等	p 4
6. 認可地縁団体の義務等（地方自治法の規定）	p 5
7. 認可地縁団体の認可の取り消し及び解散	p 6
8. 認可地縁団体の課税関係	p 7
9. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	p 7
10. 認可地縁団体一覧（令和5年2月現在）	p 9
11. 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）	p 9
12. 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（抄）	p 18
13. 各種様式等	p 22

(認可申請時)

○認可申請書（第18条関係）	p 23
○構成員名簿	p 24
○就任承諾書	p 25

(告示事項変更時)

○告示事項変更届出書（第20条関係）	p 26
○代表者就任承諾書	p 27
○認可地縁団体印鑑登録申請書（認可告示後の手続き時も同様）	p 28
○法人設立（設置）異動等申告書（認可告示後の手続き時も同様）	p 29

(規約変更時)

○規約変更認可申請書（第22条関係）	p 30
--------------------	------

(不動産登記の特例申請時)

○公告申請書（第22条の2の3関係）	p 31
--------------------	------

(規約例)

○認可地縁団体証明書交付請求書	p 40
-----------------	------

1. 地縁による団体の認可（法人格の取得）の趣旨

以前は、自治会・町内会などの地縁による団体は、「権利能力なき社団」として位置付けられ法人格が認められていなかったため、自治会・町内会などの地縁による団体が集会所などの不動産を所有している場合にも、その不動産の登記を自治会・町内会などの団体名ですることが出来ず、代表者などの個人名義で登記をするか、または未登記のまま放置されてきました。そのため、代表者を変更するたびに名義変更が必要になることや、また代表者が転居したり、または亡くなったりした場合などにより地縁による団体の構成員でなくなると、相続などの問題が生じていました。

このことから、平成3年の地方自治法の一部改正において自治会・町内会などの地縁による団体のうち、一定の要件を満たす団体が、所要の手続きを経て市長の認可を受けた場合（法人格を取得した場合）には、所有する不動産等を団体名で登記することができるようになりました。

2. 「地縁による団体」とは

「地縁による団体」は、地方自治法に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と規定され、一定の区域に住所を有することのみを構成員の資格としており、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている団体です。したがって、自治会・町内会などのように区域に住所を有する人が誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、地域単位で活動している老人会、婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有していることの他に年齢や性別などの条件が必要な団体、また、スポーツ同好会のように、限定された特定の活動を行う団体は、「地縁による団体」と考えられません。

3. 認可を受ける要件

地縁による団体が市長の認可を受けるには、地縁による団体が以下の要件を満たすことが必要となります。

一	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
説明	“良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動”とは、その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり高齢者への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等一般的な自治会・町内会の活動のことです。
二	その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、相当の期間にわたって存続している現況によること。
説明	区域が安定して確定していること。区域は、規約において定めませんが、町又は字及び地番

	又は住居表示により区域を表示するほか、道路や河川等により区域を画することも可能です。
三	その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
	<p>その区域に住所を有するすべての個人は、年齢、性別などの条件を問わず、個人単位で構成員となる資格を有していること。世帯を単位とすることはできません。また、相当数とは、一般的には、その区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。</p> <p>なお、区域内に住所を有する法人・組合等の団体が賛助会員等になることは妨げません。</p>
四	規約を定めていること。
	<p>認可を受けるには、規約を定めて地縁による団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。認可地縁団体は、民主的な運営の下、構成員に対し不当な扱いをしないものとし、それが規約の中で明記されていることが求められます。(詳しくは規約例を参照)</p>

これまで地縁による団体が認可地縁団体として認可を受けるためには、当該団体が不動産等を保有していること又は保有する予定があることが必要とされてきましたが、現在は、不動産等の保有又は保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば認可を受けることができるようになりました。

なお、不動産等とは、次に掲げるものをいいます。

- ①土地及び建物に関する権利
- ②立木の所有権、抵当権
- ③登記を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産

4. 認可申請手続き

地縁による団体が認可を得るためには、当該団体の総会において認可を申請する旨を決定した後、当該団体の代表者が、次に掲げる書類を市長に提出しなければなりません。

(認可申請 提出書類)

	提出書類	留意事項
一	認可申請書	○所定の様式を使用してください。(23 ページ)
二	規約	○前出の認可を受ける要件を満たし、総会で議決されたもの。
三	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	○認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの。
四	構成員の名簿	○構成員全員の個人の氏名、住所を記載したもの(構成員であれば、こどもも含みます)。(参考様式 24 ページ)
五	良好な地域社会の維持及び形	○具体的な活動内容がわかる書類として以下のもの

	成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の事業活動報告及び会計決算報告 ・当年度の事業活動計画及び予算
六	申請者が代表者であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○就任承諾書(所定の様式を使用してください。)(25 ページ) ○申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの。
七	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○区域図 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図等に区域がわかるように囲んだもの ○境界の確認をした書類 <ul style="list-style-type: none"> ・区域が明らかなことを隣接区から確認された書類

(認可申請の流れ) ※適宜、市にご相談ください。

- (1) 自治会・町内会内での話し合い(総会の3か月以上前)
 - 認可申請をする旨の確認
- (2) 認可申請の準備(総会の2か月以上前から総会前までに行うこと)
 - ①規約案の検討・作成(総会の2か月以上前に相談してください。)
 - ②構成員名簿の作成
 - ③保有(予定)資産の確認
 - ④前年度の事業活動報告及び会計決算報告、当該年度の事業活動計画及び予算の作成
 - ⑤区域図の作成
 - ⑥隣接区との区域境界の確認
 - ⑦代表者の候補の検討
- (3) 総会の開催
 - 認可申請をする旨の決定
 - 上記①～⑦までの事項の決定
 - 議事録の作成
- (4) 申請書類等の作成・提出(総会后)
 - 上記「4. 認可申請手続き」の書類を作成し、市へ提出してください。
- (5) 市による認可申請に対する審査
 - 提出書類の確認、認可要件を審査します。(通常1か月程度かかります。)
- (6) 市長による認可(告示)・不認可の決定(申請日から概ね4週間後)
 - 審査の結果、認可となった場合には、認可告示を行うとともに、申請者(代表者)に結果を通知します。
 - ※認可告示をもって法人格の取得となりますので、法人登記は不要となります。
 - ※認可後に、認可地縁団体に関する証明書(認可地縁団体台帳)が発行できます。

5. 認可告示後の手続き等

市長の認可を受けた地縁による団体は、認可地縁団体となりますので、各種機関への届出等が必要となります。

(1) 認可地縁団体の印鑑登録・印鑑証明

○「諏訪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例」の規定に基づき、市民課へ認可地縁団体印鑑登録申請書を提出し、印鑑登録をする必要があります。

※印鑑登録後に、印鑑登録証明書が発行できます。

(2) 法人設立に伴う各種機関への届け出

○認可地縁団体として、税務課へ法人設立（設置）異動等申告書を提出する必要があります。

○県税については諏訪地域振興局へお問い合わせください。

(3) 不動産登記

○認可地縁団体の名義で不動産登記をすることが出来ます。詳しくは、長野地方法務局諏訪支局へお問い合わせください。

(4) 告示事項及び規約の変更

①告示事項の変更

認可地縁団体は、次に掲げる告示された事項に変更があったときには、市長に届け出なければなりません（認可・告示を受けなければ、その効力を生じません）。

特に、代表者の任期が1年で毎年変更を行う認可地縁団体は、忘れずに届出をしてください。

- ・名称
- ・規約に定める目的
- ・区域
- ・主たる事務所
- ・代表者の氏名及び住所
- ・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ・代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ・規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ・認可年月日

（告示事項の変更届出 提出書類）

	提出書類	留意事項
一	告示事項変更届出書	○所定の様式を使用してください。(26 ページ)
二	告示事項の変更を総会で議決したことを証明する書類	○告示事項を変更する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの。

三	代表者就任承諾書 ※代表者が変更となる場合のみ	○所定の様式を使用してください。(27 ページ)
四	認可地縁団体印鑑登録申請書	○所定の様式を使用してください。(28 ページ)
五	法人設立（設置）異動等申告書	○所定の様式を使用してください。(29 ページ) ○告示事項に変更がなくても、毎年決算書を添付して、提出する必要があります。

②規約の変更

また、規約を変更する場合も同様に、規約の変更の申請をして、認可を受けなければ、その効力を生じません。

なお、規約の変更が、名称、目的、区域、主たる事務所及び解散の事由など、告示事項の変更の場合は、①の告示事項の変更の届出も必要となります。

(規約の変更申請 提出書類)

	提出書類	留意事項
一	規約変更認可申請書	○所定の様式を使用してください。(30 ページ)
二	規約変更の内容及び理由を記載した書類	○新旧対照表など変更した箇所がわかるようにしてください。
三	規約変更を総会で議決したことを証する書類	○規約を変更する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの。

6. 認可地縁団体の義務等（地方自治法の規定）

認可地縁団体は、その団体の規約に定めた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うこととなります。地方自治法（以下「法」という。）には、認可地縁団体に関する種々の規定がありますが、主なものは次に掲げるとおりです。

(1) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。

(法第 260 条の 2 第 7 項)

(2) 民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。(法第 260 条の 2 第 8 項)

(3) 特定の政党のために利用してはなりません。(法第 260 条の 2 第 9 項)

(4) 告示された事項に変更があったときは、市長に届け出なければなりません。(法第 260 条の 2 第 11 項)

(5) 規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができます。この規約の変更は市長の認可を受けなければ、その効力を生じません。(法第 260 条の 3)

(6) 認可を受ける時及び毎年事業年度終了時に財産目録を作成し、常に事務所に備えておいてください。(法第 260 条の 4 第 1 項)

(7) 構成員名簿を備え置き、構成員の変更については、市への届出等は必要ありませんが、名簿の変更をしなければなりません。(法第 260 条の 4 第 2 項)

(8) 一人の代表者を置かなければなりません。(法第 260 条の 5)

(9) 規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができます。(法第 260 条の 11)

(10) 代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければなりません。

(法第 260 条の 13)

(11) 各構成員の表決権は、平等としますが、重要事項を除き、規約に別段の定めがある場合には、適用しません。(法第 260 条の 18 第 1 項及び第 3 項)

7. 認可地縁団体の認可の取り消し及び解散

(1) 認可地縁団体の認可の取り消し

法第 260 条の 2 第 14 項の規定により、「3. 認可を受ける要件」を欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、市長はその認可を取り消すことがあります。具体的に例示すると次に掲げる場合が考えられます。

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し相当数の者が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤地縁による代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

(2) 認可地縁団体の解散

法第 260 条の 20 の規定により、認可地縁団体が次に掲げる事由に該当することとなった場合には解散することになります。

- ①規約で定めた解散事由の発生したとき
- ②破産手続開始が決定されたとき
- ③(1)により認可が取り消されたとき
- ④総構成員の 4 分の 3 以上の賛成により解散の決議がされたとき
※ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りではない
- ⑤構成員が欠けたとき
- ⑥合併したとき(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

8. 認可地縁団体の課税関係

税の種類		法人格を取得していない 地縁による団体		認可地縁団体	
		収益事業を 行わない場合	収益事業を 行う場合	収益事業を 行わない場合	収益事業を 行う場合
市税	法人市民税	非課税	課税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	課税
	固定資産税	課税 ※集会施設などは減免措置あり			
県税	法人県民税	非課税	課税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	課税
	法人事業税	非課税	課税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 ※集会施設などは減免措置あり			
国税	法人税	非課税	課税	非課税	課税
	登録免許税	課税			

※国税については諏訪税務署（法人税）・長野地方法務局諏訪支局（登録免許税）、県税については諏訪地方事務所へお問い合わせ下さい。

9. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体は、団体の名義で不動産登記をすることが出来ますが、所有する不動産の登記名義人の所在が不明な場合や、登記名義人が既に亡くなり相続人の所在が不明な場合などは、所有権移転手続きが困難でした。

そのような中で、平成26年の地方自治法の改正（平成27年4月1日施行）により、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、所定の手続きを経ることにより団体の名義で移転登記が可能となる特例制度が設けられました。

（1）不動産登記の特例申請の要件

次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- ①当該認可地縁団体が所有する不動産であること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

(不動産登記の特例申請 提出書類)

	提出書類	留意事項
一	公告申請書	○所定の様式を使用してください。(28 ページ)
二	不動産の保存又は移転登記をしようとする不動産の登記事項証明書	○法務局で、当該不動産に係る全部事項証明書を取得してください。
三	保有資産目録、保有予定資産目録	○地縁による団体の認可申請時に提出した書類となります。 ○ただし、認可申請時に提出した上記書類に当該不動産の記載がない場合には、当該不動産の所有に係る事項(取得に係る経緯など)について総会で議決したことを証する書類を提出してください。
四	申請者が代表者であることを証する書類	○市で、認可地縁団体に関する証明書(認可地縁団体台帳)の交付を受け、提出してください。
五	(1)不動産登記の特例申請の要件(①～④)を満たしていることを疎明するに足りる資料	それぞれ、次に掲げる書面等を提出してください。 ○要件①「当該認可地縁団体が所有する不動産であること」、要件②「当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思を持って平穩かつ公然と占有していること」 →(提出資料) ・当該不動産の所有占有に係る事実が記載された事業報告書 ・固定資産税の納税証明書 ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 など ○要件③「当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること」 →(提出資料) ・認可地縁団体の構成員名簿 など ○要件④「当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと」 →(提出資料) ・当該不動産の登記関係者に係る、市民課が発行する不在住証明書 など

(2) 公告及び情報提供

上記提出書類を確認し、要件に該当していると認められるときは、市長は当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、異議のある登記関係者等は異議を述べるべき旨を3か月以上の期間公告します。

公告期間を経た後、市長は認可地縁団体に対し、公告結果を情報提供します。公告期間に、登記関係者等から異議がなかった場合、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の

登記をすることについて登記関係者等の承諾があったとみなされ、認可地縁団体は、団体の名義で不動産登記が可能となります。

10. 認可地縁団体一覧（令和5年2月現在）

認可団体数 42 団体（認可順） ※（ ）は認可年月日

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ○中浜町区（H6. 9. 9） | ○後山区（H7. 9. 28） |
| ○末広二区（H8. 5. 24） | ○富浜町区（H9. 11. 14） |
| ○細久保区（H11. 11. 26） | ○長沢町内会（H12. 1. 7） |
| ○末広一丁目（H12. 5. 9） | ○みどり区（H12. 11. 20） |
| ○弁天二区（H13. 3. 7） | ○西沢町内会（H13. 3. 28） |
| ○上赤沼地区（H13. 5. 1） | ○町屋組（H13. 10. 19） |
| ○弁天一・三区（H14. 3. 26） | ○神戸区（H14. 9. 13） |
| ○有賀区小場澤組（H14. 9. 27） | ○湯小路区（H14. 10. 23） |
| ○中町区（H15. 2. 18） | ○赤羽根区（H15. 3. 14） |
| ○有賀区下村組（H15. 5. 30） | ○湖柳町区（H15. 8. 5） |
| ○北澤区（H15. 10. 15） | ○普門寺区（H15. 12. 22） |
| ○有賀区清水組（H16. 7. 7） | ○清水四区（H17. 8. 1） |
| ○小川区（H18. 1. 4） | ○桑原町区（H18. 2. 6） |
| ○榊町（H20. 5. 30） | ○大手町三丁目区（H20. 6. 16） |
| ○清水三区（H23. 5. 2） | ○上町区（H23. 9. 12） |
| ○清水一区（H23. 11. 1） | ○中金子区（H24. 8. 10） |
| ○中屋常会（H24. 10. 1） | ○辻常会（H25. 7. 1） |
| ○城南一丁目区（H25. 10. 16） | ○北有賀組（H29. 2. 13） |
| ○杉菜池区（H29. 9. 13） | ○北真志野区（H30. 7. 2） |
| ○衣之渡区（R3. 8. 20） | ○境常会（R3. 9. 14） |
| ○桑原区（R3. 12. 1） | ○覗石区（R5. 2. 1） |

11. 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていと認められること。

- 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- 4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- 6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条

及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

1 6 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号 に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条 の規定を適用する場合には同条第四項 中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

1 7 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法 別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- 2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- 3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- 2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することがで

きない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- 2 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う

活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。
第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- 2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 3 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- 4 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- 5 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- 2 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- 3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- 4 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号 に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資

料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- 4 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続

開始の申立てを怠ったとき。

- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

12. 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（抄）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項 に規定する申請は、同条第一項 に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的

- ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理者がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 解散した場合（破産による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

四 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、

申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二条の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二条の二の三 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項 各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

13. 各種様式等

(認可申請時)

- 認可申請書 (第18条関係)
- 構成員名簿
- 就任承諾書

(告示事項変更時)

- 告示事項変更届出書 (第20条関係)
- 代表者就任承諾書
- 認可地縁団体印鑑登録申請書 (認可告示後の手続き時も同様)
- 法人設立 (設置) 異動等申告書 (認可告示後の手続き時も同様)

(規約変更時)

- 規約変更認可申請書 (第22条関係)

(不動産登記の特例申請時)

- 公告申請書 (第22条の2の3関係)

(規約 (例))

年 月 日

（宛先）

諏訪市長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所（署名又は押印）

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域を示した図面

就 任 承 諾 書

私は、
の代表者になることを承諾いたします。

年 月 日

(署名又は押印)

住 所 諏訪市

氏 名

（宛先）

諏訪市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所（署名又は押印）

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

*代表者変更についての添付書類：代表者変更を議決した総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は押印）

代表者となることを受託した旨の承諾書（本人の署名又は押印）

代表者就任承諾書

年 月 日開催された通常総会において、地縁団体 の代表
に選任されました。

私は、この職に就任することを承諾します。

年 月 日

(署名又は押印)

住 所

氏 名

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

諏訪市長 殿

登録しようとする
認可地縁団体印鑑

認可 地縁団体	名 称	
	所在地 (主たる事務所)	
代表者等	資 格	
	氏 名	(印)
	生年月日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所
代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を持参し、この申請書とあわせて提出してください。
- 3 代表者等の氏名欄の(印)の箇所には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 代表者等の資格欄には、団体の代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

法人設立(設置)異動等申告書

受付印

(宛先) 諏訪市長 次のとおり申告します。	本店所在地	〒 電話 — —			
	(フリガナ)				
	法人名				
	法人番号				
	代表者氏名				
設立・設置	法人設立年月日	年 月 日	事業種目		
	事務所等の開設日	年 月 日	資本金又は出資金の額	円	
	事業年度	月 日 から 月 日 まで	申告期限の延長	有 (ヶ月) ・ 無	
	市内に設立・設置する事務所等の所在地・名称	所在地 電話 — — 諏訪市..... 名称	分割区分	1. 市内本店で市外に事務所等はない 2. 市内本店で市外にも事務所等がある 3. 市外本店	
	書類送付先	〒 電話 — —			
既に申告した事項の異動(該当する番号に○をつけてください)	1. 本店所在地* 2. 事務所等所在地 3. 法人名又は名称 4. 代表者氏名 5. 資本金又は出資金の額 6. 事業年度 7. 書類送付先 8. その他 ()	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日	
	※本店が市内から市外へ移転した場合、移転後、市内に事務所等が(残る・残らない)。				
	9. 解 散	清算人住所		解散・結了年月日	年 月 日
	10. 清算終了	清算人氏名		(登記年月日)	(年 月 日)
	11. 廃 止	廃止した事務所等所在地		廃止年月日	年 月 日
		諏訪市..... 名称		廃止後の状況	1. 市内に他の事務所等がある 2. 市内に他の事務所等はない
	12. 休 業	休業中の連絡先 住所	電話 — —	休業年月日	年 月 日
		氏名		休業の理由	
				再開の見込み	有 ・ 無
	13. 合 併	被合併法人所在地		合併年月日	年 月 日
	 名称		被合併法人の市内の事務所等を合併法人が(引き継ぐ・引き継がない)。	
	備考				
	(添付書類) ・履歴事項全部証明書・定款等の写し	関与税理士 氏名・連絡先	電話 — —		

年 月 日

諏訪市長 あて

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

(自署又は記名押印)

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類(例:規約変更議案、変更後の規約、境界立会書、などの書類)
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類(例:総会議事録、などの書類)

(宛先)

諏訪市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

(署名又は押印)

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告してほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・表題部所有権又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 当該申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(規約の名称)
・規約の名称について制限はありません。

〇〇区規約（例）

第1章 総則

(目的)

(第1条 目的)
・地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけではなく広く地域的な共同活動を行うものである必要が有ります。
・その内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定める必要が有ります。

第1条 本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) その他目的を達成するために必要な諸活動

(名称)

第2条 本区は、〇〇区と称する。

(区域)

(第3条 区域)
・地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がある。ただし、河川や道路等による区域の表示（例 諏訪市大字〇町のうち××川の北の区域）も可能です。（「本区の区域は、別図のとおりとする。」という表現も可能です。）
・この番地等は、公図から全部を拾いだす必要があります。なお、住居表示済の場所にあつては住居表示によることとなります。

第3条 本区の区域は、諏訪市大字〇町△番1号から△番10号まで、同□番、同×番から××番までの区域とする。

(主たる事務所)

(第4条 主たる事務所)
・この所在地が団体の住所となります（一つ限り）

第4条 本区の主たる事務所は、長野県諏訪市〇町△番×号に置く。

第2章 区民

(区民)

(第5条 区民)
・区域に住所を有することのほかに、年齢、性別、入区費等の条件を資格として定めることは認められません。なお、構成員を世帯とすることは認められません。

第5条 本区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人のうち、第7条の規定により入区をした者とする。

(区費)

(第6条 区費)
・区費は、区民にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額を含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は、原則総区民の4分の3以上の議決が必要となりますので、記載例のように定めて年1回の通常総会で各年度ごと定めることが適当と考えられます

第6条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(入区)

(第7条 入区)

・認可地縁団体は、加入について年齢等の条件を付すことは認められません。また、正当な理由がない限り加入を拒んではならず（法第260条の2第7項）、その「正当な理由」とは、その者の加入によって、団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合などであり、極めて例外的な場合に限られます。

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本区に入区しようとする者は、別に定める入区申込書を区長に提出しなければならない。

2 本区は、前項の入区申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退区等)

第8条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には退区したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から別に定める退区届が区長に提出された場合

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 ○人
- (3) 監事 ○人
- (4) その他の役員 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 区長は、本区を代表し、会務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(第9条 役員の種類、第10条 役員を選任、第11条 役員職務)

・認可地縁団体は、一人の代表者(区長)を置かなければなりません(法第260条の5)。また、代表者は団体の全ての事務について団体を代表することとなります(法第260条の6)。

・監事については、一人又は数人置くことができるとされていますが(法第260条の11、12)、監事は、会長その他の役員と兼職することは、団体の執行の監査をする役職上避ける必要があります。

※法に定める役職は、会長及び監事のみですが、代表者が職務を行えなくなった場合等に備えて副区長など他に役員を置くことが適当です。

「会計」…本区の出納事務を処理し会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
「書記」…区務を記録する。 など

- (1) 本区の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

(第13条 総会の種別、第15条 総会の権能)

- ・団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議により行います(法第260条の16)。ただし、規約の改正は総会の専権事項となりますので、規約の規定で代表者その他の役員に委任することはできません。
- ・代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければなりません(法第260条の13)。

第13条 本区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区民の表決権)

第21条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○

(2) ××

(総会の書面表決等)

(第21条 区民の議決権、第22条 総会の書面表決等)

(法第260条の18第1項、第2項、第3項)

・団体の各区民は、各々1箇の表決権を有する。

・ただし、規約で定めることにより、世帯単位で表決権を各々1箇とすることは可能ですが、世帯単位での表決権は「世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的に認められる事項」に限られます(事業報告、会計報告など)。

・よって、規約の変更、財産処分及び解散の議決は認められません。また、規約に次ぐ規則等の改正、代表者や監事の選任なども、世帯単位での表決とすることは適当ではありません。

・また、議決に要する区民数には、書面表決を行った区民及び委任により代理行使を行った区民もこれに含めます。

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは

「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

(第29条 資産の構成)

・団体が法人格を取得する目的の一つとして、不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておくことが適当です。その方法は、左記の様に、「別に定める財産目録記載の資産」と定める方法が簡便と考えられます。

・なお、「財産目録」は、毎事業年度の終了時に財産目録を作成しなければなりません(法第260条の4第1項)

第29条 本区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 区費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本区の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本区の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得て、かつ、諏訪市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

(第38条 残余財産の処分) (法第260条の31)

- ・特定の個人等を残余財産の帰属者に指定することも可能ですが、営利法人に寄付したり、区民に分配したりする旨を定めることは、地縁団体の目的に鑑み適当ではないとされています。
- ・よって、表記のように、「類似の目的を有する団体」に限定して指定する旨規定することが適当です。

第38条 本区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の4分の3以上の

議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本区の主たる事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 本区の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本区の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

年 月 日

(宛先)
諏訪市長

請求者 氏名 _____

住所 _____

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、認可地縁団体証明書の交付を請求いたします。

1 請求する認可地縁団体の名称

2 請求する認可地縁団体の事務所の所在地

諏訪市 _____

3 請求する部数

_____部

4 請求目的

